

R 7 国府支援学校 プール棟屋外排水設備改修工事（担い手確保型）

通し番号	図面番号	図面名
01	共-01	営繕工事共通仕様書(1)
02	共-02	営繕工事共通仕様書(2)
03	共-03	営繕工事共通仕様書(3)
04	機特-01	機械設備工事特記仕様書(1)
05	機特-02	機械設備工事特記仕様書(2)
06	P-01	配置図及び付近見取図
07	P-02	配置平面図（改修前）
08	P-03	配置平面図（改修後）
09	P-04	浄化槽詳細図（参考図）
10	P-05	便所周り改修図

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称	
---------	--

R 7 国府支援学校 プール棟屋外排水設備改修工事（担い手確保型）

2. 工事場所

徳島市国府町中

3. 建物概要

建物名称	国府支援学校（プール施設）		
構造・規模	—		
敷地面積	— (m2)	延床面積	— (m2)
消防法施行令別表第1の区分	— 項		

4. 工事種目

[illegible]

5. その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について（令和4.12.9建設第686号）に基づく特例措置の対象工事である。

II. 宮繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

図 書 名	備 考
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	令和4年版
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和4年版
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和4年版
公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	令和4年版
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和4年版
公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和4年版
建築工事標準詳細図	令和4年版
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	令和4年版
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	令和4年版
敷地調査共通仕様書	令和4年版
木造建築工事標準仕様書	令和4年版
建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説	令和5年版

また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。

建築工事監理指針	令和4年版	以下「監理指針」という。
建築改修工事監理指針	令和4年版	
電気設備工事監理指針	令和4年版	
機械設備工事監理指針	令和4年版	

2. 優先順位

設計図書は、次の順とする。

- ① 質問回答書（②から⑤に対するもの）
- ② 補足説明書
- ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む）
- ④ 図面
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事实績データの登録

- (1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。
- ・受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - ・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - ・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - ・訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。

6. 施工計画書等

- (1) 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。
- (2) 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- (3) 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- (1) 受注者は、本事業の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると、徳島県内に主たる営業所を有するものから優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額（設計・金庫額）が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書事前に監督官庁に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、本事業の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。（なお有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和58年1月18日徳島県告示第50号）第5条の規定により参加資格の認定を受けた者）。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

- (1) 施工体制台帳の作成
受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
- (2) 施工体系図の作成及び揭示
受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- (3) 警備業者の記載
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- (4) 運搬業者の記載
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
- (5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。
- (6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示
受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- (1) 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
- ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- (2) 工事に用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示される事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- (2) 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の姓、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- (3) 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。
- (4) 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。
- (5) 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- (6) 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
- (7) 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその部度補修又は補償すること。
- (8) 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め監督員に報告しなければならない。
- (9) 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- (10) 受注者は、輸送路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- (11) 受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなげなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- (12) 休日、夜間に作業を行う場合は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- (13) 受注者は、工事期間中安全巡回を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- (14) 受注者は、高さが2m以上の箇所では、作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- (15) 仮囲いを設置する場合は、設置後に「箇細解説現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- (16) 上下作業や直下階の施設を利用しながら直上階（天井）のスラブはう工事とは、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定される時間に行うこと。
- (17) 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施については危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- (18) 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- (19) 既設配管等を破壊させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- (20) 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- (21) 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水パイプの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品については発生や移設について協議すること。

11. 交通安全管理

- (1) 輸送災害の防止
受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- (2) 過積載による違法運行の防止
受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと。
 - ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと。
 - ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと。
 - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと。
 - ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある。

特記

徳島県教育委員会施設整備課

- 工事名
R7 国府支援学校 プール棟屋外排水設備改修工事（担い手確保型）
- 図面名
営繕工事共通仕様書(1)

図面番号

共-01

宿尺

NO SCALE

ハヤシ設計

千779-3215 名西郡石井町藍畑字童王51-36

建築設備士 第1602-7130KG号 林 美文

22. 完成図等

- (1) 電子納品：対象
- (2) 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。
- (3) 提出書類
 - ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
 - ・工事写真（電子データ2部）
 - ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
 - ・保全に関する資料
 - ・その他監督員の指示する図書（必要部数）
- (4) しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。
- (5) 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。
- (6) 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。

区 分	サイズ
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ
完成写真	カラー、手札版又はサービスサイズ

- (7) 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- (8) 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

23. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

- (1) 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- (2) 対象工事は、徳島県GALS/EOホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。

24. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

(1) 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。

(2) 付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

- ・杭及び基礎工事
- ・コンクリート躯体工事
- ・屋外付帯工事
- ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）

(3) 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

(4) 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

(5) その他

- ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
- ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

25. 公共事業労務費調査

- (1) 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- (4) 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

26. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- (1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- (3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- (4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- (5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

特記	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R7 国府支援学校 プール棟屋外排水設備改修工事（担い手確保型）	●図面番号 共-03	ハヤシ設計 〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文	
		●図面名 営繕工事共通仕様書(3)	●縮尺 NO SCALE		

7. 仮設工事

- (1) 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - ・既存電力利用（○ できる ・ できない）、電力料金（○ 有償 ・ 無償）
 - ・既存用水利用（○ できる ・ できない）、用水料金（○ 有償 ・ 無償）
- (2) 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
 - ・同用地は、（ ・ 図示の場所に ○ 用意していないので業者にて ）設けること。
- (3) 交通誘導警備員の配置
- 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 7日間配置すること。
- ・警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（○ 義務付けられている ・ 義務付けられていない）。
- ・警備員は、延べ（16）人（昼（16）人、夜（0）人：うち検定合格警備員（14）人）を見込んでいる。
- ・警備業法を遵守するとともに、受注者は、交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

9. 配管工事

(1) 配管材料については、次表による。

用 途	名 称	番 号	備 考
給 水（地中埋設）共	○ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA（管端防食継手）
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD（管端防食継手）
	配管用ステンレス鋼管	JIS G 3459	
	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
	給水用高密度ポリエチレン管	PWA 005、JP K 002	
排水・通気 （防火区画貫通部）	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
	耐火二層管（内管VP）		
排水（地中埋設）共	○ 硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	JIS K 9798	RS-VU
ブローア管	○ 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP

（注）表中の○印のある配管材料を本工事に適用する。

- (2) 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。（標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3）
- (3) 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- (4) 地中配管は次による。（標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1、標準図〔機材2〕）
 - ・排水管 標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。
 - ・排水管以外 管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、埋設表示（表示テープ及び埋設標）を行う。
- (5) 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。（標仕<2>2.9.1）

10. 保温・塗装工事

- (1) 保温工事
 - ・給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。
- (2) 塗装工事
 - ・次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。（○ 屋内いんべい部分 ・ ）
 - ・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ・ 一般居室、廊下等 ・ ）
 - ・屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。
 - ・硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。

11. その他共通事項

- (1) 支持金物等
 - ・屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとす。
- (2) 用途等の表示
 - ・機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。（標仕 <1>1.7.4）
 - なお、屋外及び水気のある場所（弁室内等を含む）での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- (3) 制御配線、計装配線等
 - ・使用する電線及びケーブルは、標仕<4>1.5.1 表4.1.11による他、製造者の標準仕様による。なお、EM電線、EMケーブルを選択するよう努める。

3 章 衛生器具設備

1. 大便器

大便器の洗浄水量は6.5ℓ／回以下とする。

2. 施工

- (1) 衛生器具をコンクリート又はれんがが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。（標仕<5>2.1.1）
- (2) 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けずる場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。（監理指針<5>2.1.1）
- (3) 衛生器具と排水管の接続は、標準図〔施工65〕大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとビニル管接続要領 による。

4 章 給水設備

1. 配管材料等

- (1) ビニル管の接合方法は（○ 接着接合 ・ ゴム輪接合（直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする））とする。
- (2) 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。
- (3) 水道直結配管の引き込みは水道事業者の指定による。

5 章 浄化槽設備

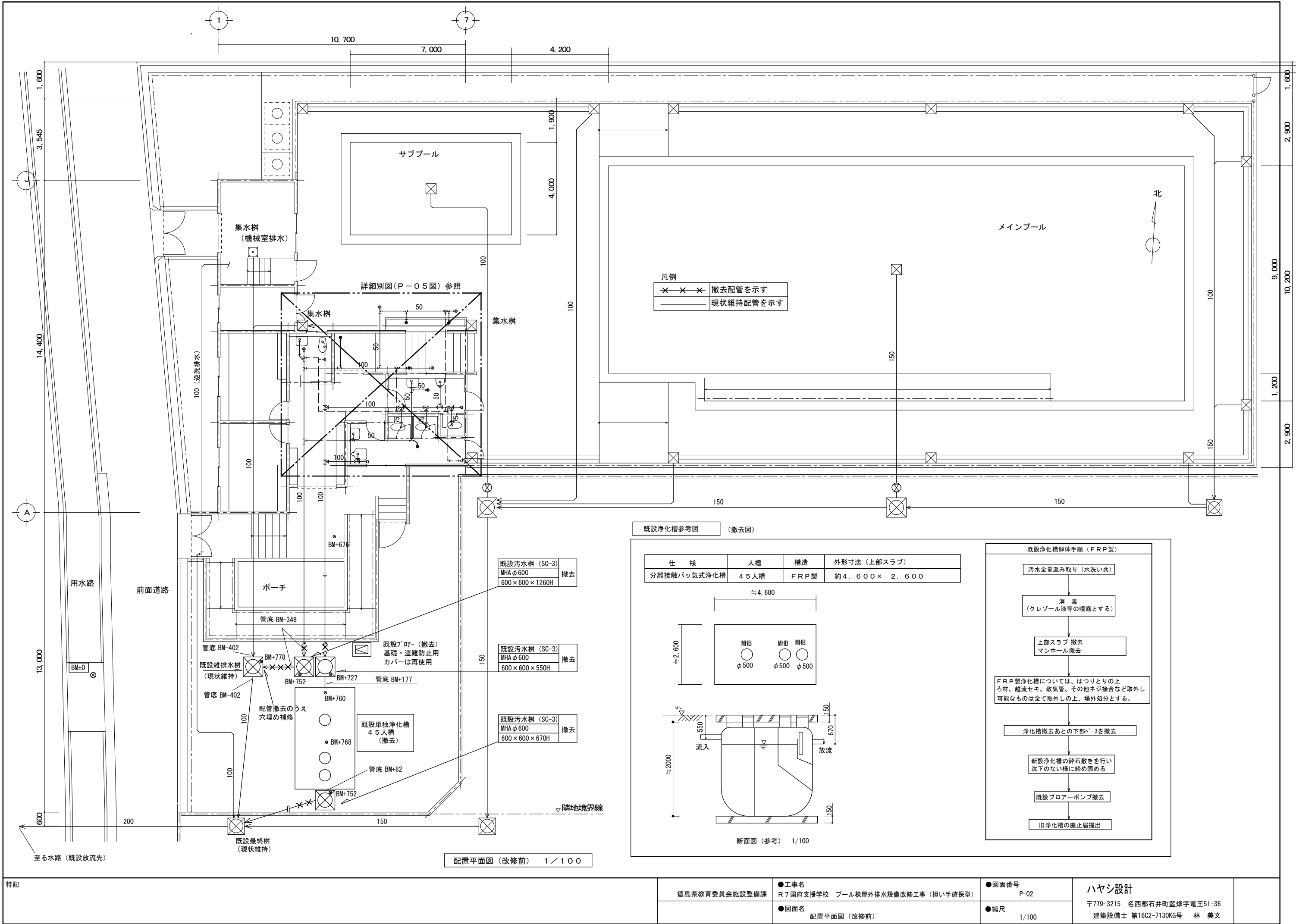
1. 機材・施工

- (1) ユニット型浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」（標仕<8>3.1.1）で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- (2) 浄化槽の蓋（枠を含む）は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鋳鉄製とし、固定が確実に、十分な防臭性能及び耐候性を有すること。
- (3) ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。

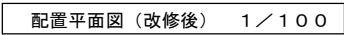
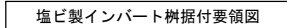
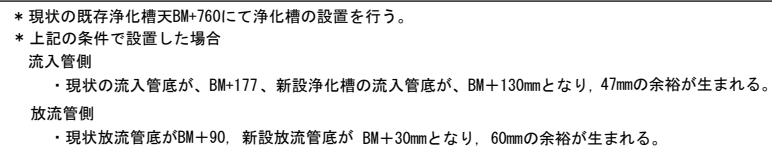
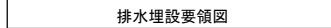
特記	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R 7 国府支援学校 プール棟屋外排水設備改修工事（担い手確保型）	●図面番号 機特-02	ハヤシ設計 〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文	
		●図面名 機械設備工事特記仕様書(2)	●縮尺 NO SCALE		



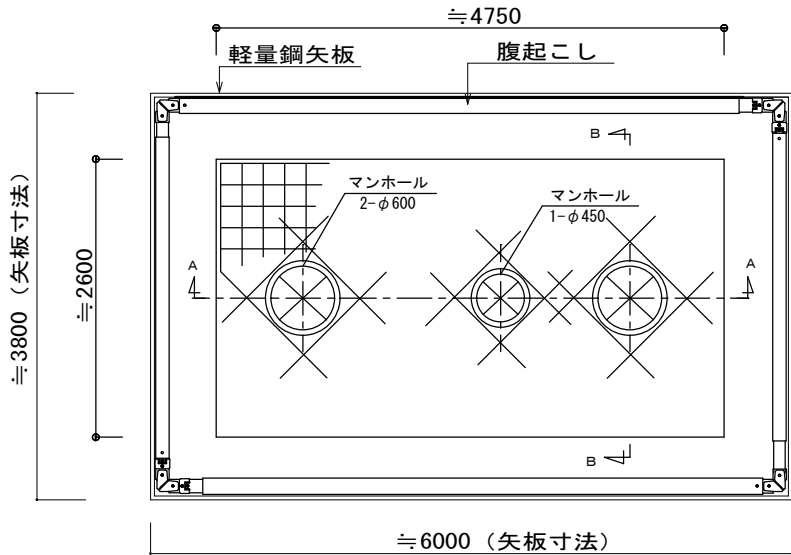
特記	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R7国府支援学校 プール棟屋外排水設備改修工事（担い手確保型）	●図面番号 P-01	ハヤシ設計 〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第1602-7130KG号 林 美文
		●図面名 配置図及び付近見取図	●縮尺 1/1000	



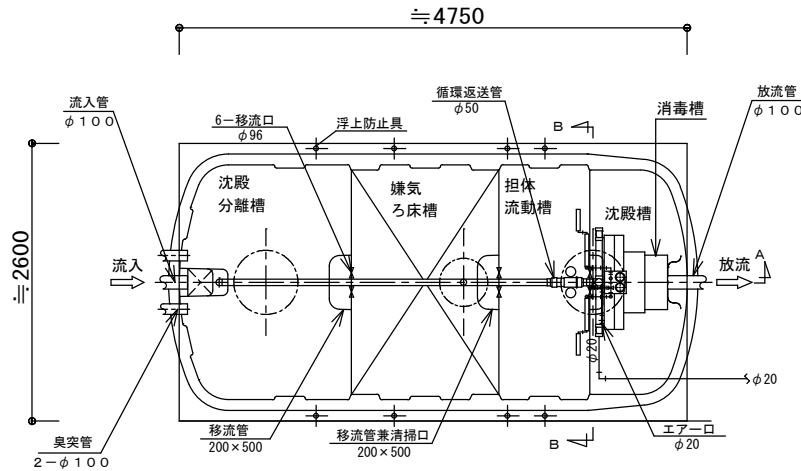
特記	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R7 国府支援学校 プール棟屋外排水設備改修工事 (担い手確保型)	●図面番号 P-02	ハヤシ設計 〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36 建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文
		●図面名 配置平面図 (改修前)	●縮尺 1/100	

[illegible]

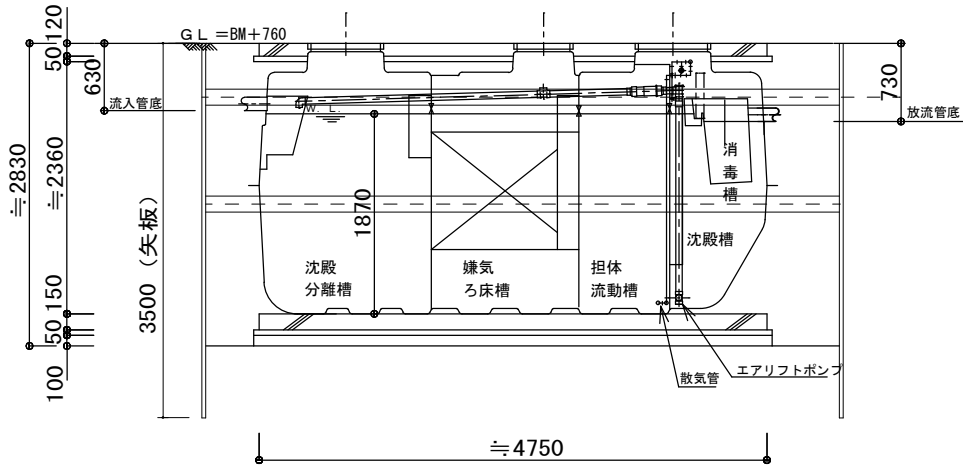
ハヤシ設計
〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文



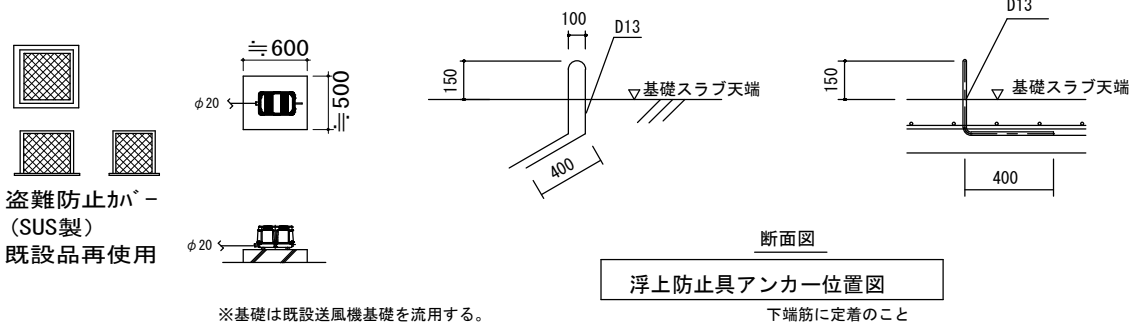
頂版開口図 S=1/50 主筋方向



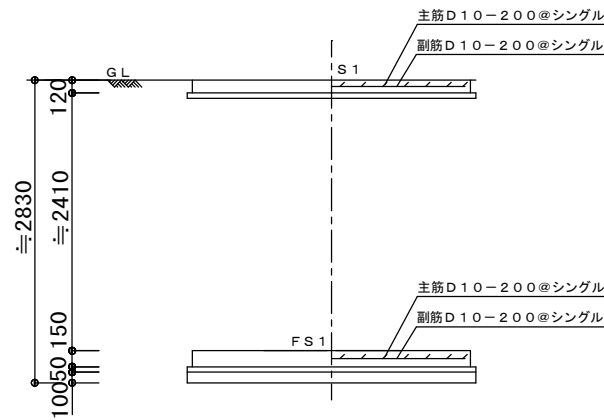
平面図 S=1/50



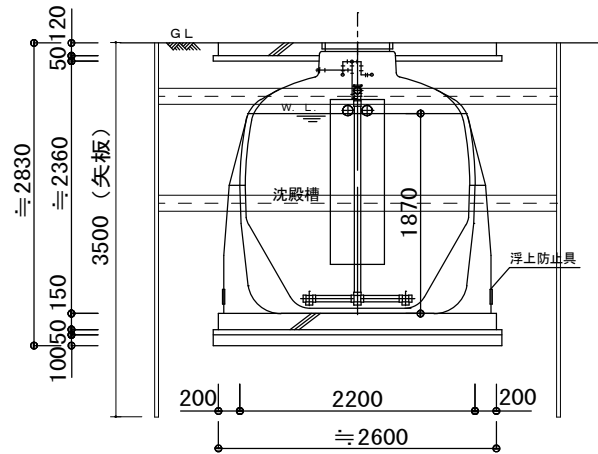
A-A断面図 S=1/50



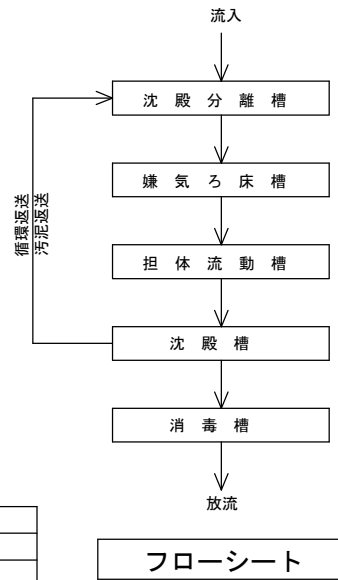
送風機平断面図



断面配筋図 S=1/50



B-B断面図 S=1/50



フローシート

設計仕様	
分類	合併処理
処理対象人員	45人
日平均汚水量	4.05 m ³ /日
流入水質	BOD 200 mg/L
放流水質	BOD 20 mg/L
フロアー	ステンレス製カバー（通気穴加工） （既設品再使用） 基礎に固定止め

※人員算定

算定根拠	便器数	男子トイレ	小便器2	大便器1
		女子トイレ	大便器1	
		多目的トイレ	大便器1	
		但し、女子トイレ便器数の1/2は小用として計算する		
	大便器数	男子1+女子0.5+多目的1=2.5個		
	小便器数	男子2+女子0.5=2.5個		

処理対象人員計算

$$\frac{20 \times 2.5 + 120 \times 2.5}{8} \times 1 = 43.75 \text{人} \text{ よって } 45 \text{人}$$

処理汚水量算定（兵庫県指導要綱参照、雑排水流入の為）

$$45 \text{人} \times 90 \text{L/人} \cdot \text{日} \times 0.001 = 4.05 \text{m}^3/\text{日}$$

上記算定結果により、45人槽、4.05 m³/日とする。

参考仕様	
処理方式	分離嫌気ろ床担体流動方式
有効容量 m ³	
沈殿分離槽	5.841
嫌気ろ床槽	5.068
担体流動槽	3.403
沈殿槽	2.253
消毒槽	0.104
電気機器仕様	
送風機	100V-単相-0.225 kW 1台

注記

スラブ荷重は、T-0とする。

コンクリート強度：F_c=21 N/mm²とする。

開口部補強筋を設けること。

マンホールは、溶融亜鉛めっき製の鋳鉄製とする。（ボルトロック式）

臭突横引き配管は、上り勾配施工とする。

※特記事項

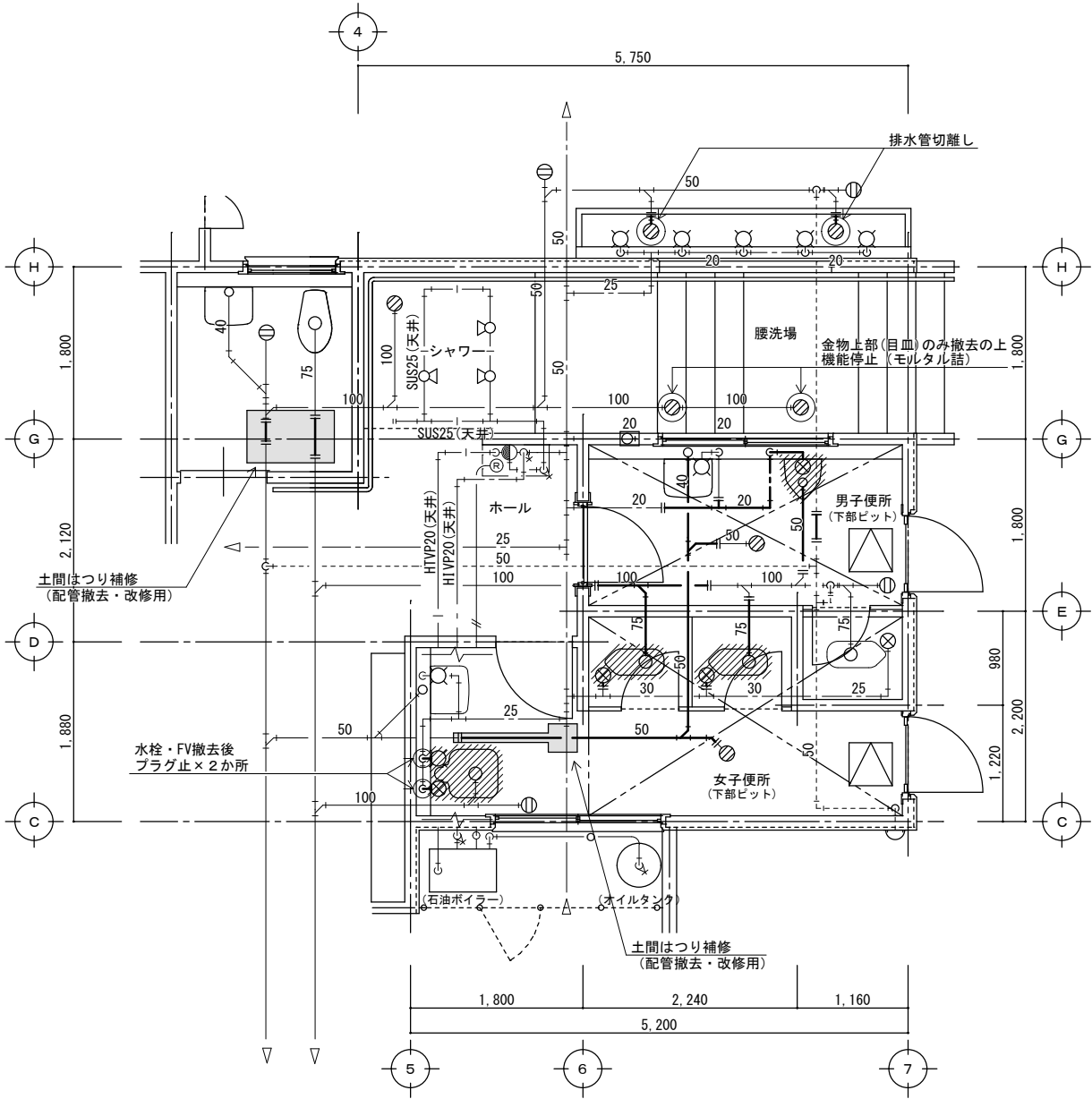
本図は参考図であり、姿図・名称等により製造者を限定するものでない。
但し、図中の設計仕様書に記載した内容は、これを遵守しなければならない。

- <凡例>
- 衛生器具の撤去を示す
-
- 配管の切断（接続）位置を示す

（濃線）

配管の撤去（新設）を示す

（薄線）

配管の現状維持を示す

改修前 便所平面詳細図 1/50

<撤去衛生器具表>

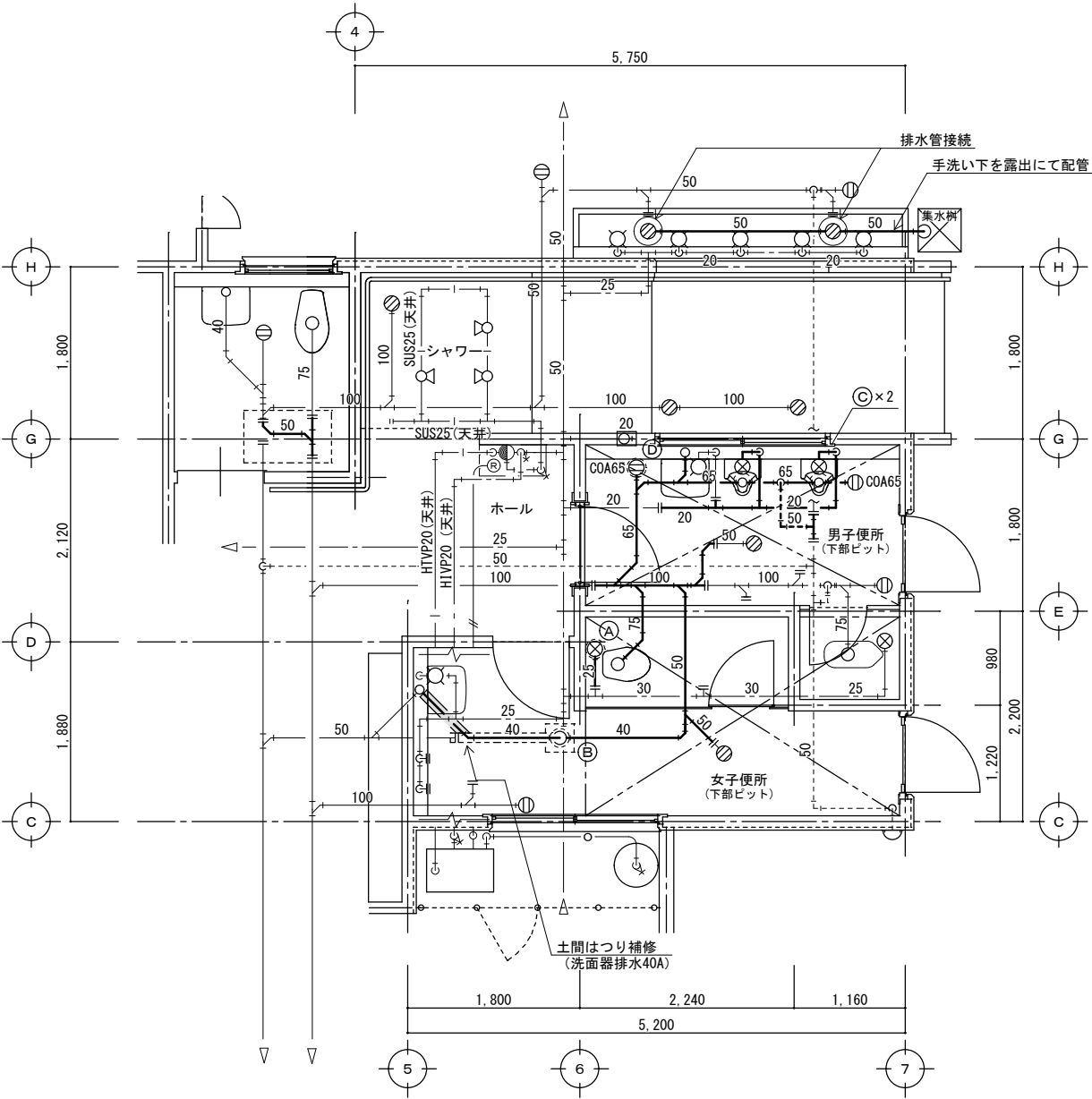
器具名	参考品番	付属品等	男子便所	女子便所
和風便器	C750VF	FV 紙巻器		2
小便器	U307C	FV	1	
汚物流し	SK33	FV 自在水栓13A		1

<配管材料（撤去）>

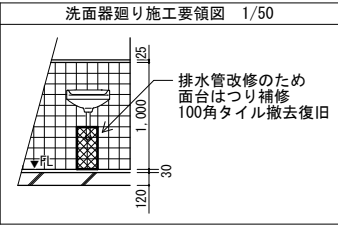
給水管	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管
排水・通気管	硬質ポリ塩化ビニル管

<新設衛生器具表>

器具名	参考品番		JIS記号	付属品等(便宜上TOTO品番とする)	男子便所	女子便所
洋風便器	CFS494CSNS	C-P25S	C710S	普通便座(TCF291)、棚付2連紙巻器(YH701)		2
小便器	UFH507CR	-----	-----	押し釦FV(TG60PN)	2	



改修後 便所平面詳細図 1/50



<コア抜きサイズ表>

記号	コア径	スラブ厚
(A)	50φ	150mm
(B)	65φ	150mm
(C)	75φ	150mm
(D)	100φ	150mm

特記

徳島県教育委員会施設整備課

●工事名
R7国府支援学校 プール棟屋外排水設備改修工事（担い手確保型）
●図面名
便所周り改修図

●図面番号
P-05
●縮尺
1/50

ハヤシ設計
〒779-3215 名西郡石井町藍畑字竜王51-36
建築設備士 第16C2-7130KG号 林 美文